

大阪・サンフランシスコ姉妹都市協会

(The Osaka – San Francisco Sister City Association)

(2012年4月より休会中)

設立： 1957年（昭和32年）9月27日 大阪・サンフランシスコ都市提携委員会として発足
1972年（昭和47年）5月18日、現行名称に変更

主旨： 大阪市とサンフランシスコ市との間で1957年10月7日に締結された姉妹都市提携に伴い、両市の文化と経済の交流を深め、両市民の相互理解と友好親善に寄与する。

会長： 大阪日米協会（J A S O）会長兼務

主な活動：

- サンフランシスコからの来訪者の受け入れ、交歓事業の実施
- 納涼の夕べ、国際交流の夕べの開催
- 英語スピーチコンテストの開催、及び入賞者のサンフランシスコへの派遣
- サンフランシスコからの高校生受け入れ
- 講演会、懇親会の開催
- English Hour（イングリッシュ・アワー）の開催
- 姉妹都市だよりの発行
- 姉妹都市交流事業のP R

サンフランシスコ・大阪姉妹都市協会（The San Francisco-Osaka Sister City Association）

<http://www.sf-osaka.org/>

大阪市ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000017077.html>

休会について： 2012年4月、大阪市からの分担金廃止に伴い活動休止中。有志の事務局担い手が
見つかるまで会員名簿および会長印を大阪日米協会事務局で保管。

大阪・サンフランシスコ姉妹都市協会会則

(名 称)

第1条 本会は、大阪・サンフランシスコ姉妹都市協会（The Osaka – San Francisco Sister City Association）と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局は、大阪市内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、大阪市とサンフランシスコ市との間に昭和32年10月7日締結された姉妹都市提携に伴い、両市の文化と経済の交流を深め、両市民の相互理解と友好親善に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行なう。

(構 成)

第5条 本会は、名誉会員、法人会員及び個人会員の3種をもって構成する。

(名 誉 会 員)

第6条 大阪、サンフランシスコ両市及び日米両国の友好親善に多大の貢献をした者並びに学識経験者で、理事会において適当と認められた者を会長の推薦により名誉会員とする。

(法 人 会 員)

第7条 本会の目的に賛同する団体を法人会員とする。

2 法人会員は、本会にその法人の代表者のほかに2名を推薦することができる。

(個 人 会 員)

第8条 本会の目的に賛同する者を個人会員とする。

(顧 問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が総会の承認を得て委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の運営について意見を述べるものとする。

(退会の手続)

第 10 条 退会しようとする者は、その旨書面をもって本会に申し出るものとする。

(役員)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1 名
- (2) 会長 1 名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 若干名

(役員を選任)

第 12 条 名誉会長は大阪市長とする。

- 2 理事は会員の互選とし、会長及び副会長は理事の互選とする。
但し、会長が任期内にその任を辞する時は、後任を指名し、理事の承認を得るものとする。
- 3 監事は総会において選任する。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員辞任に伴う後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第 14 条 会長は、会務を統轄し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(理事)

第 15 条 理事は、会長の諮問に応じ重要な会務を審議のうえ決定する。

(監事)

第 16 条 監事は、本会の経理及び会務を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(会議)

第 17 条 本会の会議は、総会、理事会及び委員会の 3 種とする。

(総会)

第 18 条 総会は、毎年 1 回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集

することができる。

2 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事の選出
- (2) 予算の議決及び決算の認定
- (3) 事業計画及び報告の承認
- (4) 会則の変更
- (5) その他会長が重要と認める事項

(理 事 会)

第 19 条 理事会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会務を総理する。

2 理事会は、総会に付議すべき事項及び事業計画その他重要な会務を審議し決定する。

(常任委員会)

第 20 条 本会の事業計画の立案及び事業実施のために、常任委員会を置くものとする。

- 2 常任委員会の委員は、理事及び会員の中から会長が委嘱する。
- 3 常任委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 4 常任委員会の委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 5 常任委員会の副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(特別委員会)

第 21 条 理事会において、事業の性質上必要があると認めるときは、特別委員会を設けるものとする。

- 2 特別委員会の委員は、理事、会員及び学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 特別委員会の委員長及び副委員長は委員の互選とする。
- 4 特別委員会の委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 5 特別委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 特別委員会が、その当初の目的を達成したときは解散する。

(経 理)

第 22 条 本会の経費は、会費、分担金及び寄付金をもってこれにあてる。

(会 費)

第 23 条 本会の会員は、毎年次の会費を納めなければならない。

法人会員 15,000円

個人会員 3,000円

2 一旦納入された会費は返還しないものとする。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(予算及び決算)

第25条 本会の予算及び決算は、総会の承認を経なければならない。

(実施の細目)

第26条 この規約の実施について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、昭和47年5月19日から施行する。

この会則は、平成19年7月3日から施行する。

この会則は、平成20年7月1日から施行する。

この会則は、平成21年7月6日から施行する。但し、新会費の適用は平成22年度分からとする。